

令和8年度第2回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月8日（金）13時30分～14時20分

2. 開催場所 東金市役所 第1委員会室

3. 議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 6件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 5件
議案第3号 農業経営改善計画について
議案第4号 青年等就農計画について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画について

4. 報 告 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 4件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 8件

5. 出席委員 14名

会長8番吉井亨、1番野口哲由、2番細谷修、3番中田好一、4番農宮弘子、5番平山光子、6番篠崎輝武、7番池田繁雄、9番石井政樹、10番市原勉、11番斉藤ひろ子、12番子安明宏、13番秋山美徳、15番戸田敏一

6. 欠席委員 1名

14番片岡孝

7. 事務局 山老事務局長、糸久主査

8. 議事録

議 長 委員定数15名中、14名出席しておりますので、総会は成立しております。定足数に達しておりますので、これより令和8年度第2回東金市農業委員会定例総会を開会します。

それでは、議事に入ります。初めに、議事録署名人の指名ですが、本日は、1番野口委員と2番細谷委員を指名します。両委員よろしく願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の糸久主査を指名します。なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の１ページをお願いいたします。本日の議案は、５議案です。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請の承認については、６件、議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請の承認については、５件、議案第３号、農業経営改善計画について、議案第４号、青年等就農計画について、議案第５号、農用地利用集積等促進計画について、でございます。

 なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和８年４月３０日、午前９時より、１班の中田委員、農宮委員、篠崎委員、吉井会長、戸田委員にご出席をいただき、実施いたしました。以上、ご報告申し上げます。

議 長 それでは、議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

 申請番号１につきまして、篠崎委員より意見発表をお願いします。

６ 番 本件は賃借権設定を伴う第３条の申請です。場所にあつては、台方字出城下の田、１５９平方メートルと、１，０２１平方メートルの合計１，１８０平方メートルです。譲受人は経営拡大のため、譲渡人は人手不足のためです。４月３０日現地を確認したところ、周辺農地への影響もないことから許可相当と判断いたします。以上よろしく願いいたします。

議 長 次に、申請番号２につきまして、戸田委員より意見発表をお願いします。

１５ 番 番号２について説明いたします。本件は、第３条の規定による所有権移転の申請です。申請地は三ヶ尻字猪野山の畑、１筆、１，３７８平方メートルです。譲受人は農業経営拡大のためであり、特に問題ないものと思います。以上です。

議 長 次に、申請番号３につきましても、戸田委員より意見発表をお願いします。

１５ 番 番号３について説明いたします。本件は第３条の規定による賃借権の設定です。申請地は下武射田字駒形前の畑、５筆、４，９４９平方メートルです。譲受人は、新規就農参入のため、譲渡人は所有する農地の自作が困難なため、特に問題ないものだと思います。以上です。

議 長 次に、申請番号４につきまして、篠崎委員より意見発表をお願いします。

６ 番 申請番号４につきまして、本件は所有権移転を伴う３条の申請です。場所にあつては、北之幸谷字堀之内の畑、４５２平方メートルです。譲受人は経営拡大のため、譲渡人は経営縮小のためです。４月３０日現地を確認しましたが、周辺農地への影響もないことから許可相当と判断いたします。以上よろしく願いいたします。

議 長 次に、申請番号５につきまして、中田委員より意見発表をお願いします。

３番 番号５番について説明します。本件は農地法第３条の規定による所有権移転の申請です。申請地は山口字向田の田、４筆、４，０８４平方メートルで、申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては水稻の作付けを予定しております。この４月３０日に現地を確認いたしましたが特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は３条の許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 次に、申請番号６につきまして、農宮委員より意見発表をお願いします。

４番 番号６について説明します。本件は農地法第３条の規定による所有権移転の申請です。申請地は下武射田字相互の畑、２筆、１，９３６平方メートルと下武射田字西の畑、８１９平方メートル、同じく西の田、４４平方メートル、菱沼字大縄場の田、１０４平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は健康上の理由で耕作が不可能であり、東金市から移転するためです。譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、野菜一般と水稻です。４月３０日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は３条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明をお願いいたします。

事務局 議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の承認について、議案書の３ページから４ページをお願いいたします。

申請番号１は、賃借権設定の申請です。場所は、西中学校の北、約１７０メートルに位置しています。譲渡人は人手不足で離農のため、譲受人は農業、水田維持を考え経営拡大のため、使用賃借権設定することとなったものです。作付作目は、水稻です。なお、賃借料は現金で米２俵相当との記載です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号２は、売買による所有権移転の申請です。場所は、滝沢青年館の東、約４００メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、野菜一般、柑橘類です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号３は、賃借権設定の申請です。場所は、警察学校の東、約８８０メートルから１キロメートルの範囲に点在しています。譲渡人は本業が多忙であり、所有する農地の自作が困難なため、譲受人は新規農業参入のため、賃借権設定することとなったものです。作付作目は、メロン、スイカ、野菜一般です。なお、賃借料は、年、６５，０００円との記載

です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。なお、機械については、当初は譲渡人の保有する機械を使用し、その後買いそろえる予定とのことでした。

申請番号4は、売買による所有権移転の申請です。場所は、北之幸谷南新田公民館の北西、約480メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、賃借権設定することとなったものです。作付作目は、果樹です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号5は、売買による所有権移転の申請です。場所は、山口区民会館の東、約560メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号6は、売買による所有権移転の申請です。

場所は、警察学校の東、約770メートルに2筆、同じく警察学校の北西に1筆、下武射田青年館の南、約230メートルに2筆が点在しています。譲渡人は健康上の理由により耕作ができず、東金市から転出するため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、トマトなどの野菜と水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしの声もありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案通り賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

。

申請番号1及び2につきまして、関連しておりますので一括して私より発表を行います。

。

8番 番号1及び2でございます。本件は農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。なお、申請番号1と2は譲受人が同一であるため、一括して説明をいたします。申請地は殿廻字北居の田、773平方メートルの農地及び番号2は隣接の畑、1,044平方メートルの農地です。転用の目的は太陽光発電施設用地です。転用に伴う埋め立ては

ありません。排水は雨水のみで敷地内浸透と、土砂等の流出防止事故等の災害防止として、周囲にフェンスを設置する計画です。申請に必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 3 につきまして、中田委員より意見発表お願いいたします。

3 番 番号 3 番について説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。申請地は西福俵字三丁目の畑、1 筆 2 6 5 平方メートルの農地です。転用計画は専用住宅 1 棟の建設です。令和 8 年の 4 月 3 0 日に現地確認をいたしました但特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認ところ、譲受人は 5 条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 次に、申請番号 4 につきまして、私より意見発表いたします。

8 番 本件は農地法第 5 条の規定による所有権移転を伴う転用農地です。申請地は上武射田字聖和の畑、9 8 1 平方メートルの農地です。転用の目的は太陽光発電施設用地です。転用に伴う埋め立てはありません。また、隣接農地はありません。排水は雨水のみで敷地内浸透、土砂等の流出防止事故等の災害防止として周囲にフェンスを設置する予定です。申請に必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 5 につきまして、農宮委員より発表お願いいたします。

4 番 番号 5 について説明します。本件は農地法第 5 条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は一之袋字北前原の畑 1 筆 9 1 5 平方メートルの農地です。転用の目的は太陽光発電施設のためです。造成計画において、整地のみで汚水は発生なく、雨水は敷地内浸透です。周辺農地被害防除対策として、周囲にフェンスを設置し、土砂流出を防止します。申請に必要な書類もすべて整っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明をお願いいたします。

事務局 議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書の 5 ページをお願いいたします。

申請番号 1 及び 2 は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、殿廻公民館の北、約 1 2 0 メートルに位置しています。転用の目的は、太陽光発電設備の設置です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号 3 は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、大和幼稚園の北、

約160メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅建築です。立地基準につきましては、申請地は、都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、自己資金、一部借入れにより賄う計画となっており、資金計画書が添付されています。

申請番号4は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、下武射田青年館の西、約350メートルに位置しています。転用の目的は、太陽光発電設備の設置です。立地基準につきましては、申請地は、周囲を太陽光発電設備により囲まれている生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号5は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、一之袋公民館の南東、約200メートルに位置しています。転用の目的は、太陽光発電設備の設置です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「意義なし」との声あり)

議 長 異議なしの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案通り賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 ありがとうございます。出席委員多数の賛成により原案通り可決されました。
次に議案第3号、農業経営改善計画について審議に入ります。農政課より説明をお願いいたします。

農政課 それでは、議案第3号についてご説明させていただきます。農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定によりまして、意見を求めた案件は新規2件でございます。

1ページをご覧ください。こちらは新規認定の方で下武射田で親元就農をする方です。営農類型は水稻と露地野菜です。今後の営農方針として農地集積による規模拡大を行いつつ、露地野菜用の機械を導入することで、収益力向上を目指す計画となっています。機械、施設につきましては、トラクターやドローンなどを導入するものとなっております。

4ページをご覧ください。こちらは新規認定の方で求名の農業者です。営農類型は施設野菜です。経営改善につきましては、高単価で取引できる販路を確保することで収益力の強化を図るものとなっております。機械施設につきましては、循環扇や耕うん機などを導入

するものとなっております。

以上、新規２件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第１２条第４項の各要件に該当しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「意義なし」の声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第３号、農業経営改善計画について、原案通り賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案通り可決されました。
次に議案第４号、青年等就農計画について審議に入ります。農政課より説明をお願いいたします。

農政課 それでは、議案第４号についてご説明させていただきます。農業経営基盤強化促進法第１４条の４の規定によりまして、意見を求めた案件は新規１件でございます。

１ページ目をご覧ください。農業経営開始日は令和６年７月ですすでに営農を開始しております。東金市小野にて営農を行っており、営農類型は露地野菜で、主にネギを生産しております。当初は法人を設立し、４名で農業経営を行っていましたが、法人の農業経営の停止に伴い、個人での農業経営に切り替えるため、新たに認定を取得するものです。今後は、農業技術の向上、機械化、規模拡大等によりネギの農業経営で地域の中心的な担い手を目指す計画となっております。

以上、新規１件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第１４条の４の要件に該当しております。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「意義なし」の声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第４号、青年等就農計画について、原案通り賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案通り可決されました。

次に、議案第 5 号農用地利用集積等促進計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、私と 5 番平山委員は退出をいたします。

一時休憩をいたします。

(吉井会長、平山委員退室)

事務局 会長、会長職務代理者ともに議事参与の制限に関わりますので、この際一旦仮議長を立てたいと思います。東金市では、このような前例がないことから、全国的な事例からの提案となりますが、このような場合には、年長者に取り仕切っていただき、互選により議長を定めることが定例となっておりますので、今回の仮議長としましては、年長者である 3 番の中田委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 それでは、仮議長としまして、この際、中田委員にお願いをしたいと思います。自席で結構ですので、進めていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

3 番 それでは自席でもいいという話ですので、自席で申し訳ございません。少しの間仕切らせていただきます。一応、年長者ということでこの場を取り仕切らせてもらうわけですが、議長につきまして互選でというお話がありましたが、何か事務局の方でご提案というものがあれば発表していただけると嬉しいのですが。

事務局 それでは、事務局の方から、議長ということで、会長の経験がございます、15 番の戸田委員に議長として立っていただくということで、ご提案を申し上げます。

(「異議なし」の声あり)

3 番 それではよろしいというお話でございますので、戸田委員に議長ということで、この職を引き継ぎたいと思います。よろしくお願いいたします。

15 番 ただいま議長の任を任されましたので、しばしの間、よろしくお願いいたします。
再開いたします。

議案第 5 号、農地利用集積等の促進計画について審議いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第 5 号、農用地利用集積等促進計画についてご説明申し上げます。議案書は 8 ペー

ジ、資料は別冊の農用地利用集積等促進計画をお願いいたします。本議案は、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定めるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、農業委員会の意見を求められた案件でございます。内容については、農地中間管理機構を介しての賃借権設定で、令和8年5月、農用地利用集積等促進計画案一覧のとおり、市内耕作者14名への貸付となっております。権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第5号、農用地利用集積等促進計画について、原案通り賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席全員の賛成により原案通り可決されました。

議案第5号の審議が終わりましたので、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

一時休憩します。

(吉井会長、平山委員入室)

議 長 再開します。

次に報告第1号から第4号について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書の9ページから11ページをお願いいたします。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。3月24日から4月23日までに受付した案件は4件です。いずれも相続により所有権を取得したもので、いずれも斡旋等の希望はありません。

議案書の12ページをお願いいたします。報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。3月24日から4月23日までに受付した案件は2件です。こちらは双方合意による賃貸借の解約です。

議案書の13ページをお願いいたします。報告第3号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」です。8件の照会があり、現地調査を4月10日と24日に実施いたしました。調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」

で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、以上で本定例総会に提出された案件は全て終了いたします。

これをもって定例総会を閉会といたします。慎重審議ありがとうございました。